

広島県告示第七百八十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第

一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和五年五月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

大矢東地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

東広島市	市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
河内町						
入野						
東山						
一二二三八番一四						
号						標柱一号、二号、三号、四号、五号、六号及び七号